

# 令和7年度(2025年度)

## 京田辺市保育所等施設での 保育の利用・申込みのてびき



- ◆保育の利用を希望する場合に必要な「教育・保育給付認定」等について
- ◆保育所等施設利用の申込み方法、申込みに必要な書類など
- ◆保育料や保育時間など
- ◆各施設の所在地や連絡先

### 京田辺市保育幼稚園課 保育支援係

〒610-0393 京田辺市田辺80番地

TEL (0774) 63-1310

令和7年3月1日 改訂



## 目 次

1. 保育の必要性の認定について	1 ページ
2. 申込み方法・受付期間	4 ページ
3. 広域利用について	6 ページ
4. 入所調整について	7 ページ
5. 申込みに必要な書類	9 ページ
6. 育児休業中の取扱いについて	11 ページ
7. 申込みの後に変更があった場合について	15 ページ
8. 繼続利用および転所・退所の手続について	19 ページ
9. 入所後の注意事項	20 ページ
10. 保育料（利用者負担額）などについて	21 ページ
11. 保育の利用開始日・保育時間・休所日	26 ページ
12. 市立幼稚園・保育所の再編整備計画について	28 ページ
13. 令和7年度京田辺市保育所等利用選考基準表	29 ページ
14. 市内保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業一覧	31 ページ

### 【参考】令和7年度（2025年度）児童年齢早見表

生年月日	クラス
令和6年(2024年)4月2日～令和8年(2026年)4月1日	0歳児
令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日	1歳児
令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日	2歳児
令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日	3歳児
令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日	4歳児
平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日	5歳児

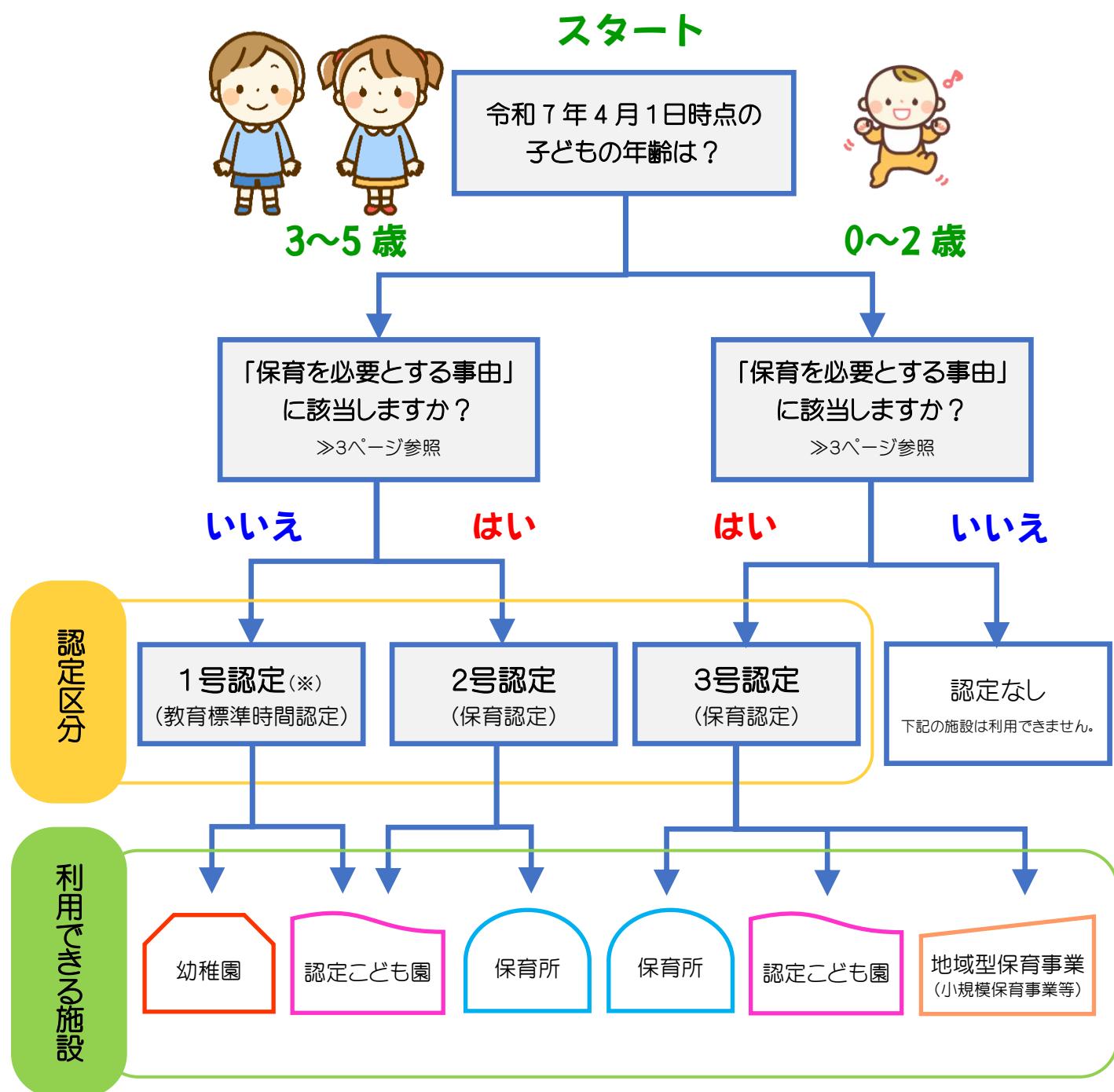


# 1. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、認可保育施設の利用を希望する場合に、入所申込みに加えて、「保育の必要性の認定」(教育・保育給付認定)が必要になります。

「教育・保育給付認定」とは……保育の利用を希望する子どもが、保育が必要な状態であるかどうかの確認をするために行う認定。

(1) あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



## (2) 認定区分・保育の必要量・利用できる施設について

### 【認定区分】

教育・保育給付認定には3つの認定区分があり、保育所や認定こども園（保育所枠）を利用するためには、2号認定または3号認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設
満3歳になる前日 ～小学校就学前	なし	1号認定(教育標準時間)	幼稚園 認定こども園(幼稚園枠)
生後57日目～ 満3歳になる前々日	あり	2号認定(保育標準時間) 2号認定(保育短時間)	保育所 認定こども園(保育所枠)
		3号認定(保育標準時間) 3号認定(保育短時間)	地域型保育事業(小規模保育事業等) 企業主導型保育事業(地域枠)

### 【保育の必要量】

2号・3号認定の場合、保育要件や保護者の状況に応じて、次のいずれかの認定を受けます。

#### 保育標準時間

・・・最長11時間の中で、必要となる保育時間が利用可能

#### 保育短時間

・・・最長8時間の中で、必要となる保育時間が利用可能

- 延長保育を利用する場合は、開所時間内で上記の時間以上に利用することができます。施設ごとに開所の状況が異なりますので、詳しくは26ページをご確認ください。また、保育要件の変更や家庭状況の変化に伴い、認定区分の変更もできます。変更を希望する場合は、就労証明書等と変更届を希望月の前月15日までに提出してください。

### 【利用できる施設】

2号・3号認定を受けた方が利用できる施設は以下のとおりです。

種別	施設概要	市内の対象施設
保育所	共働きなどの理由で、家庭で保育できない子どもを預かる施設	草内保育所・三山木保育所 大住保育園・みみづく保育園・ウェルネス保育園京田辺
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設	大住こども園・河原こども園 松井ヶ丘保育園・こもれび・みんなのき三山木こども園
地域型保育事業 (※)	少人数(定員19人以下)で、家庭で保育できない0～2歳児の子どもを預かる施設	ニチイキッズたなべ保育園・ほほえみ保育園京田辺園 まゆあいのおうち保育園

※ 地域型保育事業には「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4つの区分がありますが、現在本市にある施設は全て「小規模保育事業」となります。

### (3) 保育を必要とする事由 (以下「保育要件」という。)

2号・3号認定を受けるには、子ども・保護者がともに京田辺市内に在住し、住民票を有する世帯（転入予定で住所地が確定している世帯を含む。）で、全ての保護者が次のいずれかの「保育要件」に該当する必要があります。

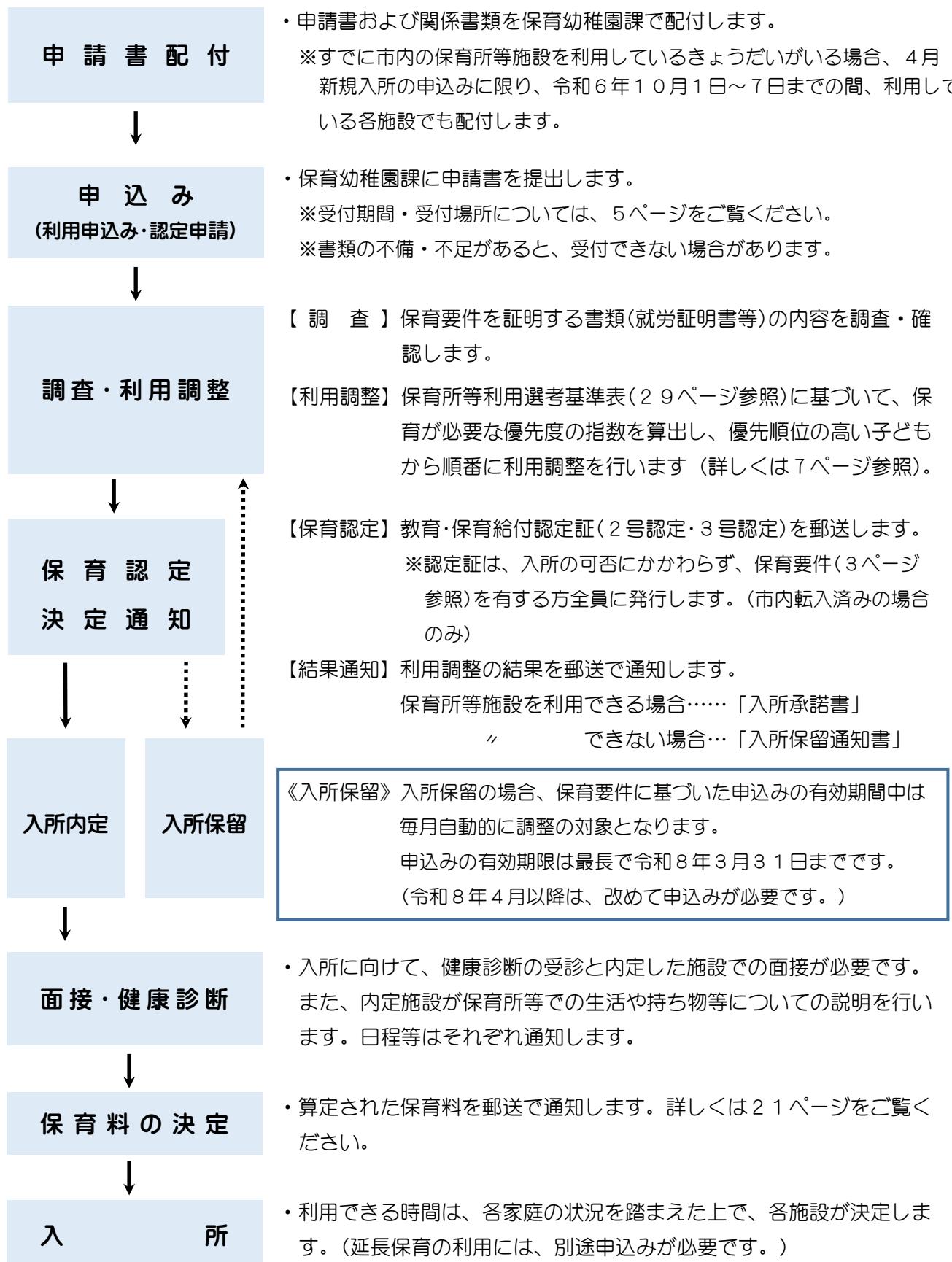
区分	保育要件	保育実施期間	認定区分
①	月64時間以上の就労	小学校就学前まで または雇用期間終了予定日の月末まで	保育標準時間 または 保育短時間
②	妊娠・出産	妊娠がわかつてから出産(予定)日から 8週経過後の翌日の月末まで	保育標準時間
③	保護者の疾病・障がい	小学校就学前まで または治癒見込み期間末日の月末まで	保育標準時間 または 保育短時間
④	同居または長期入院などをしている親族の介護・看護	小学校就学前まで または介護・看護の必要がなくなった日の月末まで	保育標準時間 または 保育短時間
⑤	災害復旧	小学校就学前まで ※災害復旧の完了が見込まれる期間	保育標準時間
⑥	求職活動(起業準備を含む。)	効力発生日から起算して、90日を経過する日の月末まで	保育短時間
⑦	保護者の就学等	卒業・修了(予定)日の月末まで	保育標準時間 または 保育短時間
⑧	虐待やDVのおそれがある場合	小学校就学前まで	保育標準時間
⑨	育児休業取得中の継続利用 (在園児に限る。)	育児休業終了(予定)日の月末まで	保育短時間
⑩	市が①から⑨までに類すると認める場合	市長が認める期間	保育標準時間 または 保育短時間

- 就労など、認定区分が「保育標準時間または保育短時間」となっている要件については、個別の状況に応じた区分の認定を行います。
- 認定区分が保育標準時間に該当する場合であっても、保護者の希望により保育短時間認定を行うことは可能です。
- 実際の保育時間については、保育の認定内容に基づき、保育の必要量（就労要件の方であれば就労時間+通勤時間）に応じて各施設が決定します。
- 3号認定の期間は、「満3歳に到達する日の前日まで」となり、満3歳到達時に3号認定から2号認定への認定変更を行います（手続不要）。
- 保育要件の変更で区分⑥による継続は年度内1回限りです。また、入所時で既に⑥を要件とされている場合は⑥による継続はできません。なお、年度をまたいで⑥となる場合は両年度使用した扱いとなります。

## 2. 申込み方法・受付期間

### (1) 申込み方法(入所までの流れ)

※ 入所決定は、先着順ではありません。



## (2) 申込み受付期間・場所について

令和7年度の申込み受付期間および受付場所は、以下のとあります。

4月新規入所を希望される場合は、第1希望の施設および年齢ごとに受付日時が異なりますので、原則としてそれぞれ指定の時間に来庁してください。

また、市外の保育所等施設の利用を希望される方や企業主導型保育施設（地域枠）の利用に必要な教育・保育給付認定申請をされる方についても本課で受付をします。

※ 市外の保育所等施設の利用を希望される方は、必ず施設のある各自治体の保育担当課に事前に広域利用の取扱いについて確認をしてください。

※各年齢(クラス)は令和7年4月1日時点の満年齢

入所希望月	受付日	受付時間(第1希望の施設・年齢別) (★は2歳までの施設)		受付場所
		(9:00～11:30)	(13:30～17:15(最終日のみ18:00))	
4月	令和6年 11月6日 (水)	●松井ヶ丘保育園(私立) 【1・3・4・5歳】	●松井ヶ丘保育園(私立) 【0・2歳】 ●二チイキッズたなべ保育園(私立)★ 【0・1・2歳】	市役所>//グリーンホール(市役所正面玄関付近)
	令和6年 11月7日 (木)	●みみづく保育園(私立) 【0・2歳】	●みみづく保育園(私立) 【1歳】 ●ウェルネス保育園京田辺(私立)★ 【0・1・2歳】	
	令和6年 11月8日 (金)	●こもれび(私立) 【0・2歳】 ●大住こども園(市立) 【3歳】	●こもれび(私立) 【1歳】 ●大住こども園(市立) 【4・5歳】	
	令和6年 11月11日 (月)	●みんなのき三山木こども園(私立) 【3・4・5歳】 ●草内保育所(市立) 【0・1・2歳】	●みんなのき三山木こども園(私立) 【0・1・2歳】 ●ほほえみ保育園京田辺園(私立)★ 【0・1・2歳】	
	令和6年 11月12日 (火)	●河原こども園(市立) 【3・4・5歳】 ●みみづく保育園(私立) 【3・4・5歳】 ●草内保育所(市立) 【3・4・5歳】	●河原こども園(市立) 【0・1・2歳】	
	令和6年 11月13日 (水)	●三山木保育所(市立) 【1・4・5歳】	●三山木保育所(市立) 【0・2・3歳】	
	令和6年 11月14日 (木)	●大住こども園(市立) 【0・1・2歳】 ●大住保育園(私立) 【3・4・5歳】 ●まゆあいのおうち保育園(私立)★ 【0・1・2歳】	●こもれび(私立) 【3・4・5歳】 ●大住保育園(私立) 【0・1・2歳】	
5月	【受付期間】 令和7年4月1日から4月15日まで		【受付時間】 8:30～12:00 13:00～17:15 ◎途中入所(転所)は、各月1日入所となります。	保育幼稚園課 窓口 (市役所2階)
6月以降	【受付期間】 入所(転所)希望月の前々月の16日から 前月の15日まで (15日が閉庁日の場合は翌開庁日)			

※ きょうだい同時に申込みをされる場合は、一番上の子どもの受付時間にお越しください。

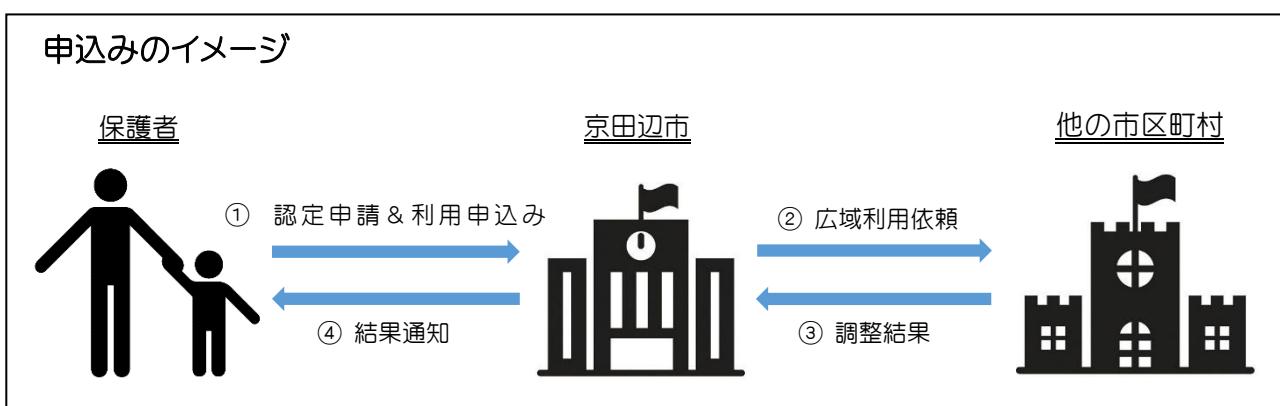
### 3. 広域利用について

#### (1) 京田辺市民の方が他の市区町村の施設利用を希望する場合

京田辺市民として他の市区町村の施設利用を希望する場合は、京田辺市で認定を受けて、利用を希望する施設のある自治体で利用調整を受けることになります。

具体的には、京田辺市で教育・保育給付認定申請及び利用申込みをしていただき、京田辺市から利用を希望する施設がある各自治体へ広域利用についての依頼を行います。各自治体が利用調整を行うため、利用申込みの締切りや申込みにあたっての条件等については、ご自身で各自治体の保育担当課へ事前に確認を行ってください。

※保育所等施設の入所申込みは1つの自治体に対してのみ可能です。そのため市外の施設の入所申込みと市内の施設の入所申込みの併願はできません。



#### (2) 他の市区町村民の方が京田辺市の施設利用を希望する場合

京田辺市内全域の保育所等施設において受入れがひっ迫した状況が続いているため、広域利用の受入は行っていません。

#### (3) 京田辺市に転入する予定で京田辺市の施設利用を希望する場合

京田辺市では、転入予定での利用申込みができます。

申込み時点では他の市区町村に居住しており、施設の利用開始希望日までに京田辺市に転入予定の方は直接京田辺市に申込みをしてください（※）。なお、別途転入予定の確認ができる書類が必要となります。

入所内定後に、利用開始月の前月末日までに京田辺市への転入が行われない場合は内定取消しとなります。

また内定しなかった場合でも、京田辺市へ転入し、引き続き入所申込みを継続する場合は、転入手続後に改めて保育幼稚園課で手続が必要です。翌調整日までに手続を行わない場合は、次月以降の調整の対象外となります。

（※）令和7年度4月新規入所を希望される場合には5ページに記載されている受付期間内に必ず申込みをしてください。

## 4. 入所調整について

### (1) 保育所等施設の利用調整方法について

申込み締切日までに提出された申請書や保育要件を証明する書類を基に、以下の手順で利用調整を行います。

令和7年度京田辺市保育所等利用選考基準表(29ページ参照)に基づき、世帯(保護者)ごとに「基本指數」を付け、状況によって「調整指數」及び「補正指數」を反映させた点数が調整における子どもの利用調整指數(合計指數)となります。

入所調整日になると利用調整指數(合計指數)の高い子どもから順番に並び替えます。なお、同一の指數となった場合は「優先比較項目」に基づき、順位を決定します。その後、順位の高い子どもから順番に希望している施設に空きがあるかどうかを施設の希望順に沿って確認し、空きがあれば内定となります。施設ごとの調整は行いません。そのため、施設を第何希望にしているかにかかわらず指數合計の高い子どもから利用できる施設が内定します。

- 基本指數  
保護者ごとの保育要件に応じて選考基準表に沿って指數化したもの
- 調整指數・補正指數  
世帯の状況に応じて、基本指數に対して反映をするもの
- 優先比較項目  
同一の指數となった場合に、家庭の状況や子どもの状況を基に比較項目を設けて優先度を判断するもの

基準に基づき、世帯ごとに「基本指數」を付けます。  
世帯の状況に応じて「調整指數・補正指數」を反映します。

$$\text{「利用調整指數（合計指數）} = \text{基本指數（保護者ごと）} + \text{調整指數・補正指數}\text{」}$$



利用調整指數(合計指數)が高い順に並べ替えます。同一の指數の場合は「優先比較項目」に基づき順位を決定します。

例) 1位 利用調整指數(合計指數) 78点  
優先比較項目 養育する未就学の子ども 2人・月間就労日数 20日・  
不在時間(保育できない時間) 9時間

2位 利用調整指數(合計指數) 78点  
優先比較項目 養育する未就学の子ども 2人・月間就労日数 20日・  
不在時間(保育できない時間) 8時間30分

3位 利用調整指數(合計指數) 77点  
優先比較項目 養育する未就学の子ども 3人・月間就労日数 22日・  
不在時間(保育できない時間) 10時間

※3位の子どもの優先比較項目は他より高いですが、利用調整指數(合計指數)が低いので順位が下となります。



順位が高い子どもから、希望する施設に空きがあるかどうかを希望順に沿って確認し、空きがあれば内定となります。施設の希望順にかかわらず、利用調整指數（合計指数）の順位の高い子どもから順番に利用が内定します。

例) Aさん（77点の第6希望）とBさん（76点の第1希望）→ Aさんが内定



希望する施設のどこにも空きがない場合は内定せず、保留となります。  
その後、次の順位の子どもの希望する施設について空きがあるかどうかを確認していきます。



申込みをしているすべての子どもの確認を終えるか、すべての施設の空きがなくなった時点で利用調整を終了します。

## （2）希望施設の選び方について

希望する施設に確実に入れる選び方はありません。ただし、京田辺市の利用調整の方法に合った希望施設の書き方については次のとおりです。

### ① 京田辺市内のすべての認可保育施設のうち、実際に利用することが可能な施設を記載しましょう。

京田辺市では、利用を希望する認可保育施設を最大13施設（全施設）選択することができます。

希望する施設が少ないほど、自分の調整順が来たときに、希望したすべての施設においてすでに利用定員に達している可能性が高くなります。

一方で、希望する施設を増やしたこと、実際には通うことができない施設に内定してしまい、結果として自己都合による辞退をしてしまった場合は、その年度の利用調整で大幅な減点が生じることになります。

★ 希望する施設は、各家庭内でよく相談した上で、実際に通うことになってもよい施設を可能な範囲で記載しましょう。

### ② 利用したい施設を希望する順番に記載しましょう。

希望する施設の順番は内定のしやすさに関係ありません。京田辺市では、第1希望の施設ごとに順位を決め、その後に第2希望の施設ごとに順位を決めるといった利用調整はしていません。希望する施設を選ぶ時に、人気や入りやすさが気になるとの相談を受けますが、どの施設を第1希望にしたとしても、利用調整指數（合計指数）の順位を逆転して先に内定することはありません。

反対に、下の利用調整指數（合計指数）の子どもに抜かされることもないため、自分がどの順番で施設を希望するのかだけを考えて申込みをするのがよいといえます。

★ 希望する施設は、他の方の動向を気にせず、本当に利用したい施設を希望する順番に記載しましょう。

# 5. 申込みに必要な書類

## (1) 持ち物《全員必要》

- ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票（利用を希望する子ども・保護者分）  
※記載されている氏名や住所などに変更がない場合は「通知カード」でも可
- ・運転免許証、マイナンバーカードなど、顔写真付き本人確認書類（手続に来られる方）
- ・印鑑（認印）

## (2) 共通書類《全員必要》

- ・令和7年度保育所等入所申込書兼教育・保育給付認定申請書
- ・世帯状況等の調査承諾書兼保育料減免申請書
- ・令和7年度保育所等入所申込みに関する確認書（提出用）
- ・子どもの健康状態等について

## (3) 保育要件ごとに必要な書類（該当する事由に応じた書類を提出）

保育要件		必要な書類	証明・確認(申立)者
①	就労	会社員等、法人が営む事業に従事（採用予定を含む）	就労証明書
		自営業主として法人格のない事業に従事（個人事業主・家族従事者等）	就労証明書と「個人事業等従事者の添付書類一覧」（10ページ参照）に掲げているいずれかの書類の写し
		上記以外の事業に従事	内職……内職委託工賃支払証明書 農業……耕作証明書
②	妊娠・出産		母子健康手帳の写し (母親の氏名・分娩予定日が記載されたページ)
③	保護者の疾病・障がい		【疾 病】…診断書（本市の様式） 【障がい】…障害者手帳等の写し
④	親族の介護・看護		介護・看護に関する申立書（必要に応じて介護・看護を受ける者の診断書等を求める場合があります）
⑤	災害復旧		災害復旧申立・確認書（罹災世帯は罹災証明書）
⑥	求職活動	求職活動中	求職活動に関する申立書と求職活動を証明する書類の写し（ハローワークの受付票など）
		起業準備中	起業準備に関する申立書と事業計画書などの写し
⑦	就学等	就学中	在学証明書
		職業訓練中	職業訓練証明書
⑧	虐待・DVのおそれ		公的機関からの証明書（保護命令の写しなど）
⑨	育児休業取得中の継続利用（在園児に限る）		継続入所願・変更届 就労証明書（育児休業期間が記載されたもの）
⑩	市が①から⑨までに類すると認める場合		それぞれの状況に応じて必要な書類
			権限を有する者

## 【参考】「個人事業等従事者の添付書類一覧」

(※)会社の登記をされていない事業所で事業主が本人、配偶者または一親等内の親族の場合

### ● 事業主本人の場合

1. 事業を営んでいることが確認できる直近の確定申告書等の写し
  - ・青色申告承認申請書（収受印、受付の事実が確認できる記載のあるもの）
  - ・前年度の確定申告第一表と第二表（収受印、受付の事実が確認できる記載のあるもの）
  - ・青色事業専従者給与に関する届出書（収受印、受付の事実が確認できる記載のあるもの）
  - ・確定申告に提出する決算書（白色申告は内訳書）

2. 申込日時点で開業後1年未満であることが確認できる開廃業等届出書の写し

3. その他これらに準ずる書類の写し

### ● 事業主が配偶者または一親等内の親族の場合

4. 従事している者の氏名が記載された直近の申告書類の写し

※ 各資料に記載された売上等金額の部分は、黒塗りをして提出してください。



## (4) その他の添付書類（該当する方のみ）

保護者の状況	必要な書類	証明・確認(申立)者
住宅購入等により、転入を予定している場合	住宅の売買契約書の写し・賃貸借契約書の写しなど、転入予定先住所と転入予定日が確認できる書類	ハウスメーカー・賃貸管理会社等
本市に住民票をおく親族等の居宅に転入を予定している場合	転入予定申立書	対象となる子どもの世帯主（保護者） ※転入先世帯主の承諾も必要
ひとり親世帯	児童扶養手当証書、福祉医療費受給者証または戸籍謄本いずれかの写し	自治体のひとり親担当 本籍地自治体の担当
配偶者と離婚協議中の場合	状況がわかる各関係機関の発行する書類の写し 離婚協議中に関する申立書	各関係機関 民生委員・児童委員
きょうだいが認可外保育施設（プレ保育を含む）で保育を利用している場合	在園証明書	通園施設の施設長
未就学のきょうだいが保育施設を利用していない場合	該当するきょうだいの保育状況を証明する各種申立書	事業所の代表者または担当者や地域の民生委員等状況に応じて
きょうだい2人以上を同時に申込む場合（転所含む）	きょうだい入所（転所）条件確認表 組合せ表（必要な場合のみ）	保護者
保護者以外の親族が申請書類を提出する場合	委任状	委任者（保護者）

# 6. 育児休業中の取扱いについて

## (1) 育児休業の取扱いについて

育児休業中は家庭で子どもを保育できる状態にあることから、申込みの対象になりません。ただし、入所できたときに育児休業を切上げて利用開始月の月内に復職が可能である場合は復職予定月よりも前であっても申込みすることができます。

そのため、育児休業中に復職予定で申込みをした方は、必ず利用開始月の末日までに復職する必要があります。

例：令和7年4月入所 → 令和7年4月30日（水）までに復職

## (2) 申込みをした後に復職する時の注意点について

復職とは、育児休業を取得した就労先に同じ就労条件で復帰することです。

ただし、利用開始月より以前に復職をし、その後転職をした場合は、15ページの取扱いとなるため注意してください。

※育児休業中の転職などは「復職」に該当しません。

### 事例 1 育児休業中から復帰する場合(就労日数・時間は同じ)

	取扱い	申込時	入所時
①	○	A社で育児休業中	A社に復職
②	○	A社で育児休業中	A社に復職後、B社に入社
③	×	A社で育児休業中	A社に復職せず、B社に入社

①、②は育児休業を取得したA社に同じ就労条件で復帰しているので「復職」に該当します。その場合の利用調整区分は「就労」です。③はA社に復帰せずに、別のB社に入社しているので「復職」には該当せず、新しい仕事を始める「求職活動中」に当たります。その場合の利用調整区分は「求職活動中」になります。

そのため、復職を前提に「就労」で申込みをした方が、③に該当する場合は、内定取消しの可能性があります。

### 事例 2 入所後に就労時間が変わる場合

	取扱い	申込時	入所時
④	○	育児休業中	通常就労時間で復職
⑤	○	育児休業中	短時間勤務制度を利用して復職
⑥	×	育児休業中	短時間労働者に就労条件を変更して復職

④、⑤は同じ就労条件で復帰しているので「復職」に該当します。⑤の育児のための短時間勤務制度を利用する場合は、就労条件に変更はなく、短時間勤務制度を利用しているだけなので内定取消しにはなりません。⑥は就労条件が変更になっているので「復職」には該当せず、内定取消しの可能性があります。

ただし、申込み時点と同等以上の就労日数・時間で就労する場合は内定取消しにはなりません。

### 事例 3 復職後の派遣先が変わる場合

派遣元Aに雇用され、派遣先Bで就労しているが、育児休業を取得しているケース（就労日数・時間は復職後も同条件で就労）

	取扱い	申込時	入所時
⑦	○	派遣元Aで育児休業中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで就労
⑧	○	派遣元Aで育児休業中	派遣元Aに復職し、派遣先Cで就労
⑨	×	派遣元Aで育児休業中	派遣元Aに復職せず、派遣元Dに雇用され、派遣先Bで就労

「復職」とは同じ就労先に復帰することです。派遣社員の方の場合は「派遣元」が就労先となります。⑦、⑧は派遣元Aに復職しているので、派遣先が復職前と違う場合でも「復職」に該当します。⑨は派遣先は同じですが、派遣元Aに復職せず、新しい派遣元Dに就労しているので「復職」には該当せず、内定取消しの可能性があります。（事例1 ③と同様）。

### 事例 4 派遣先での就労条件が変わる場合

派遣元Aに雇用され、派遣先Bで週5日、1日8時間就労していて、育児休業を取得しているケース

	取扱い	申込時	入所時
⑩	○	派遣元Aで育児休業中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週5日、1日8時間就労
⑪	○	派遣元Aで育児休業中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週5日、1日9時間就労に変更
⑫	×	派遣元Aで育児休業中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週3日、1日4時間就労に変更

「復職」とは同じ就労条件で復帰することなので、⑩は「復職」に該当します。⑪、⑫は就労条件を変更していますが、⑪は復帰前と同等以上の就労時間のため「復職」に該当します。⑫は復帰前よりも就労日数・時間が少なくなっているので「復職」には該当せず、内定取消しの可能性があります。



### (3) 保育所等施設の利用ができない旨の通知について

#### 1 すでに令和7年度の保育所等施設の利用申込みをしており、保留となっている方で通知書の追加発行が必要な場合

保育所等施設に入所できていない方への通知として「保育所等入所保留通知書」があります。

(以下「保留通知書」という。)

保留通知書は、申請書に記載された利用希望月分の通知書が発行されます。それ以降の月は保育要件に応じて入所の調整対象になりますが、保留通知書は発行されません。そのため申込みが継続されていて利用希望月以降、他の月で保留通知書が必要な方は、改めて発行の申請が必要です。

対象の月は遡って申請ができないため、必ず事前(希望月の前月15日まで)にご相談ください。

◎就労先によっては、1か月のみでなく保留通知書が毎月必要となる場合があります。(詳しくは就労先にご確認ください。)

#### 2 令和7年度内にまだ保育所等施設の利用申込みをしていない場合

入所申込みをしていない場合は、保留通知書の発行はできません。また、保留通知書の発行を希望するための申込みはできません。調整の結果、内定しなかつた場合に発行されますので、まずは入所申込みを行ってください。

同一年度内の利用調整において自己都合による辞退をしたことがある場合は、その旨が保留通知書に記載されます。

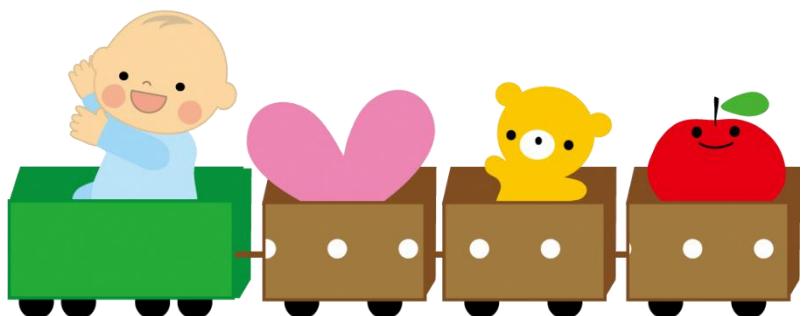


#### (4) 育児休業の延長を許容できる人の利用調整について

平成31年2月7日付厚生労働省の通知を踏まえ、保育所等施設の入所申込みにおいて、「希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、利用調整の順位を下げる取扱いをしています。

上記の取扱いを希望する方は、以下の確認事項を必ずお読みください。

- 保護者が育児休業中の場合のみ、この取扱いを希望できます。
- 育児休業の延長や育児休業給付金の受給に関する各種手続は就労先管轄のハローワークで行います。市では判断しかねますので就労先やハローワークに必ず事前にご確認ください。
- 基本指数・調整指数・補正指数は適用されず、0点での調整となります。
- 利用調整の結果、入所保留となった場合、保留通知書が発行されます。入所の内定となった場合や入所を辞退した場合には保留通知書は発行されません。
- この取扱いを希望した申込みの翌月以降、直ちに復職を希望する必要が生じた場合、「保育所等入所申込書兼教育・保育給付認定申請書」の該当項目箇所の記入の訂正手続が必要となります。※手続には本人確認書類と訂正印が必要です。
- 施設の人気等の問合せには一切お答えできません。



# 7. 申込みの後に変更があった場合について

## (1) 変更事項があったとき

### 1 申込みの後に世帯や仕事などの状況が変わったときは…

申込み時点から状況に変化が生じたときは、必ず次の書類をご提出ください。  
提出先は市役所 2 階保育幼稚園課です。

必要書類	必要な方
変更届及び各種証明書類	全員

#### ① 入所調整の結果待ちまたは入所内定している場合

申込み時点と施設の内定後で就労などの実態に差異がある時は、内定取消しまたは退所となる可能性があります。可能な限り変更がないことが望ましいですが、やむを得ず状況に変化が生じた場合は、速やかに変更届と該当する保育要件を証明する書類を提出してください。書類の提出が遅れる場合は、事前に本課にお知らせください。

#### ② 入所保留中の場合

速やかに変更届と該当する保育要件を証明する書類を提出してください。原則として各月の入所調整の締切日までに提出された書類のみ調整に反映します。

#### 変更届に添付する保育要件を証明する書類（一例）

変更内容	提出書類(変更届に加えて)
求職活動・転職活動から就職が決まった(内定を含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>就労証明書 自営業主など(※)は「個人事業等従事者の添付書類一覧」 (10ページ参照)に掲げるいずれかの書類の写し</li></ul>
就労(転職)内定から実際に働き始めた	<ul style="list-style-type: none"><li>就労証明書(証明年月日が就労開始日以後のもの) 自営業主など(※)は「個人事業等従事者の添付書類一覧」 (10ページ参照)に掲げるいずれかの書類の写し</li></ul>
産前産後休暇・育児休業から復職した	<ul style="list-style-type: none"><li>就労証明書(証明年月日が復職日以後のもの)</li></ul>
就労条件を変更した (就労場所・日数・時間など)	<ul style="list-style-type: none"><li>就労証明書(変更後のもの) 自営業主など(※)は「個人事業等従事者の添付書類一覧」 (10ページ参照)に掲げるいずれかの書類の写し</li></ul>
病気・障がいになった	<ul style="list-style-type: none"><li>診断書</li><li>障害者手帳等の写し</li></ul>
次の子どもを妊娠した	<ul style="list-style-type: none"><li>母子健康手帳の写し (母親の氏名・分娩予定日が記載されたページ)</li></ul>
学校などに入学した	<ul style="list-style-type: none"><li>在学証明書</li></ul>

(※) 会社の登記をされていない事業所で事業主が本人、配偶者または一親等内の親族の場合

## 変更届に添付する世帯の状況に関する書類（一例）

変更内容	提出書類(変更届に加えて)
離婚して別居することになった	次のいずれかひとつの写し ・戸籍全部事項証明書(受理証明書) ・児童扶養手当証書 ・福祉医療費受給者証
(結婚などで)同居することになった	(同居者の) ・保育要件を証明する書類 ・保育料を算定するための書類

※ 変更届には事由発生日も記入してください。原則、事由発生日の翌月から保育料を再算定します。

## 2 希望する施設を追加したい場合や希望順を変更したい場合

「保育所等入所申込書兼教育・保育給付認定申請書」のA裏面の希望する施設・希望順について変更する必要があります。

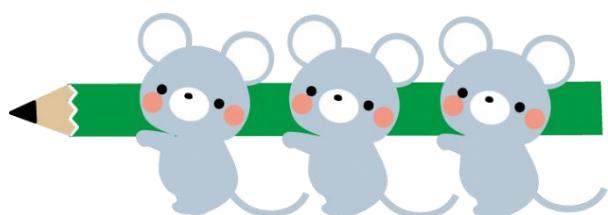
本課窓口で記入の変更手続をすることで、次回の利用調整日から、変更後の希望する施設・希望順を反映させて利用調整を行います。

また、きょうだいで入所(転所)の申込みをしている方で希望条件を変更する場合は「きょうだい入所(転所)条件確認表」を併せてご提出ください。

※ 手続には、本人確認書類と訂正印が必要です。

## 3 保育の必要がなくなった場合

「保育所等入所申込み取下届・承諾辞退届」を本課窓口に提出してください。



## (2) 申込みの後に妊娠がわかったとき

次の書類を本課にご提出ください。提出がないまま施設に内定または入所した場合は、内定取消しまたは退所となる可能性があります。

提出期限	提出書類
妊娠がわかり次第	変更届
	母子健康手帳の写し(母親の氏名・分娩予定日が記載されたページ)

申込みの有効期間は教育・保育給付認定証における「妊娠・出産」の有効期間になります。有効期間後も申込みの継続を希望する場合は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の15日（15日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに手続をしてください。

例えば、令和7年5月12日が分娩予定日の場合は、令和7年7月末まで（出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日）が教育・保育給付認定証の有効期間（=申込みの有効期間）になるため、8月以降も申込みを継続するためには8月入所調整の提出期限（=令和7年7月15日）までに手続をする必要があります。また、産前休の期間については原則として就労要件には該当しません。

なお、出産日が変更になった場合は教育・保育給付認定の有効期間が変わることもありますので速やかにお知らせください。

### 1 申込みの継続を希望する場合

妊娠出産要件以降の保育要件を証明する書類に加えて、生まれたきょうだいの同時入所の申込みまたは保育状況を証明する申立書の提出が必要です。

なお、きょうだいの誰かだけが先に内定した場合でも、必ず復職等の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

#### ● 育休取得の場合

母子健康手帳を提出				出産予定月						
	＼	＼	＼	＼	＼	＼	＼	＼	＼	＼

「就労」の認定で利用調整

「妊娠・出産」の認定で利用調整

「就労(復職予定)※」の認定で利用調整(生まれたきょうだいの同時入所の申込みまたは保育状況を証明する申立書の提出が必要です。)

※施設に内定した際、育児休業を短縮して復職ができる場合に限る

### ● 自営業等すぐ復職する場合

母子健康手帳を提出				出産予定月						
-----------	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	--

「就労」の認定で利用調整

「妊娠・出産」の認定で利用調整

「就労(復職予定)」の認定で利用調整(生まれたきょうだいの同時入所の申込みまたは保育状況を証明する申立書の提出が必要です。)

### ● その他(要件が疾病・障がい等の場合)

母子健康手帳を提出				出産予定月						
-----------	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	--

「疾病・障がい」などの認定で調整

「疾病・障がい」等の認定で利用調整(生まれたきょうだいの同時入所の申込みまたは保育状況を証明する申立書の提出が必要です。)

### 2 申込みの継続を希望しない場合(1の手続をしない場合)

「妊娠・出産」の有効期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。有効期間の経過後、教育・保育給付認定証および申込みについても有効期間終了となります。

(例)

母子健康手帳を提出				出産予定月		
-----------	--	--	--	-------	--	--

「就労」などの認定で利用調整

「妊娠・出産」の認定で利用調整

有効期間終了



## 8. 継続利用および転所・退所の手続について

施設を利用中の方が次年度(令和8年4月以降)も引き続き施設の利用を希望する場合、別の施設に転所を希望する場合または利用している施設を退所する場合は、それぞれ以下の手續が必要となります。

### (1) 次年度の継続利用を希望する場合

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>保育所等入所児童台帳兼教育・保育給付認定申請書（令和8年度継続利用児現況届）</li><li>保育要件を証明する書類（9ページ参照）</li></ul>
提出期日	市が指定する期日（別途お知らせします。）
提出先	利用する施設または保育幼稚園課（一部オンライン提出となります。）

### (2) 転所を希望する場合

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>保育所等転所願</li><li>・きょうだい入所（転所）条件確認表及び組合せ表（必要な場合のみ）</li><li>保育要件を証明する書類（9ページ参照）</li></ul>	
提出期日	4月転所	市が指定する日（令和8年度継続利用児現況届と合わせて提出）
	年度途中転所	転所希望月の前月15日（15日が閏序日の場合は翌閏序日）
提出先	<ul style="list-style-type: none"><li>4月転所</li><li>利用する施設</li></ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>転所願は「保育所等利用選考基準表」（29ページ参照）に基づき、新規申請者と合わせて行います。</li><li>転所願は、保育要件が続く限り、年度末まで有効です。</li><li>転所できない場合は、現在の施設を引き続き利用することになります。</li><li>転所決定後に辞退された場合、現在利用する施設に戻ることはできません。</li><li>転所が決定した場合であっても、現在利用する施設へすでに支払った諸費等は返金されない場合があります。</li><li>育児休業取得中の継続利用をしている子どもは、転所できません（転所希望月から復職予定の場合を除く）。</li></ul>	

### (3) 退所する場合

提出書類	保育所等退所届
提出期日	退所することが決まり次第速やかに
提出先	利用する施設
その他	退所届提出後の取下げはできませんので、ご注意ください。

- 保育所等転所願・保育所等退所届および保育要件を証明する書類は、各施設または保育幼稚園課で配付します。
- 市外の施設を広域利用中や認可外保育施設等（企業主導型保育施設を含む。）を利用中の方が、市内認可保育施設の利用を希望される場合は「転所」には該当せず、新規の入所申込みが必要になります（逆の場合も同様です）。
- 小規模保育事業所2歳児クラスまたはウェルネス保育園京田辺2歳児クラスを利用中の方が、次年度から他施設の3歳児クラスの利用を希望される場合は「転所」には該当せず、新規の入所申込みが必要になります。

## 9. 入所後の注意事項

入所後は、以下のとおり書類の提出が必要となりますので、それぞれの提出期限までに利用する施設に必要書類を提出してください。

提出期限までに提出されなかった場合や施設を利用するために十分な保育要件が確認できない場合は、退所（保育の実施の解除）になる場合があります。

また、以下の場合以外でも手續が必要となる場合がありますので、利用する施設または本課にお問い合わせください。

### 《全員対象》

#### ★ 保育要件を確認するための調査（原則 年2回）

### 《該当者のみ》

- ◆ 住所、連絡先、世帯の状況等何らかの変更が生じた場合
- ◆ 新たに就労を始めるまたは転職・退職する場合
- ◆ 就労内容（勤務時間・雇用期間等）が変更となる場合
- ◆ 育児休業を取得・延長または終了する場合
- ◆ 妊娠がわかった場合

（一例）



提出書類：変更届 + 添付書類(就労証明書・継続入所願 等)

提出時期：変更することが決まり次第、速やかに提出してください。

※各月15日までに提出があれば翌月1日より変更されます。

- ◆ 「採用予定」「求職活動」「起業準備」「育休からの復職を前提とした就労」の要件で入所した場合



提出書類：（就労開始日・育休からの復職日以降に発行された）就労証明書

個人事業等従事者については、就労証明書に加え「個人事業等従事者の添付書類一覧」（10ページ参照）のうちのいずれかの書類を添付すること。

提出期限：採用予定で入所した場合 …… 入所した月の末日

求職活動・起業準備の要件で 入所後90日を経過する日  
入所した場合 の月末まで

育休からの復職を前提とした 入所した翌月の末日  
就労の要件で入所した場合

# 10. 保育料（利用者負担額）などについて

2号・3号認定子どもの保育料(利用者負担額)は、保護者の所得に応じて算定された市(区町村)民税の所得割額から算定しています。保育の必要量の認定区分や年齢区分、世帯状況等によって保育料が異なります。

## 保育料の無償化について

以下の子どもに係る保育料が無償となります。

- ・3歳児から5歳児全員
- ・住民税非課税世帯の0歳児から2歳児

なお、副食費(おかげ代)は実費徴収となります。

詳しくは「(6)給食費について」(25ページ)でご確認ください。

※ 延長保育料は無償化の対象外です。

## (1) 保育料の算定方法

保育料は、4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当該年度の市(区町村)民税額により算定します。そのため、年度途中で保育料が変更となる場合があります。

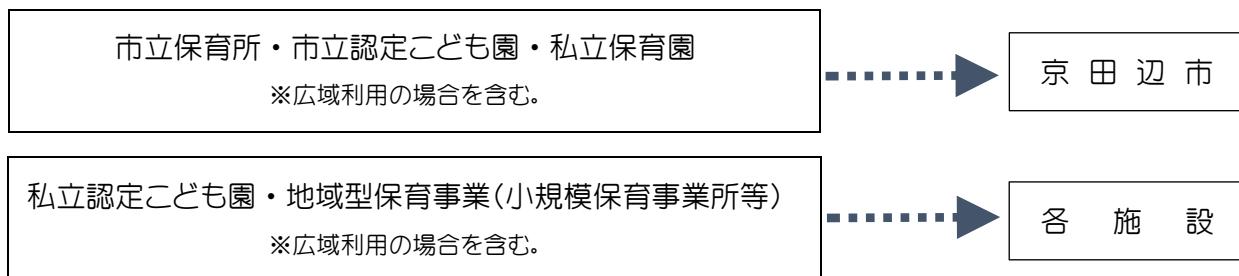
また、下記の基準日時点で京田辺市内に住民票がなかった保護者については、原則として情報連携により基準日に住民票のあった自治体から税情報を取得しますが、場合により税の証明書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

《令和7年度の保育料算定の仕組み》

4月分～8月分	9月分～翌年3月分
令和6年度の市(区町村)民税額で算定  基準日：令和6年1月1日 (税額通知は令和6年6月以降)	令和7年度の市(区町村)民税額で算定  基準日：令和7年1月1日 (税額通知は令和7年6月以降)

- 確定申告および修正申告等で税額が変更された場合や、離婚等で保育料納付義務者や合計課税額が変更になる場合がありますので、速やかに連絡してください。
- 保育料は、原則として父母の課税額の合計で階層認定を行いますが、所得状況によっては、父母以外の保護者（祖父母等）の課税額をもとに階層認定を行う場合があります。また、算定にあたっては、住宅借入金特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の適用はありません。
- 施設の利用は原則として1か月単位です。利用日数にかかわらず1か月分の利用者負担額（保育料・給食費等）を負担していただきます。
- 保育料は市民税所得割額で決定するため、収入がない方でも必ず市(区町村)民税の申告をしてください。

## (2) 保育料の納付先



### (3) 保育料の納付方法

#### 《 保育料は、便利で安全な口座振替での納付をお願いします。》

(注意) 私立認定こども園等の場合、施設ごとに支払方法・支払日が異なりますので、利用する施設でご確認ください。

##### 口座振替による納付

保育料の納付については、納入者の利便と納入金の安全を確保するため、原則として口座振替で納付してください。

下記のいずれかの指定金融機関で口座振替の登録手続をしていただくことで、毎月末日(休業日場合は翌営業日)に指定の口座から引き落とされます。

京都銀行・南都銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫・JA京都やましろ・ゆうちょ銀行

##### ※口座振替できなかった場合

預金残高不足等により指定日に口座振替ができなかった場合は、納入通知書(納付書)をお送りしますので、届き次第速やかに納付してください。

##### 納入通知書(納付書)による納付

やむを得ない事情のため口座振替による納付ができない方には、毎月10日前後に納入通知書(納付書)を発行します。

届きましたら、下記の金融機関等に持参の上、納入期限までに現金で納付してください。

京都銀行・南都銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫・  
JA京都やましろ・ゆうちょ銀行・近畿労働金庫  
京田辺市役所(出納室)または市内市立保育所・こども園

### 保育料は必ず期限までに納めましょう！！

保育料を滞納すると、他の利用者との公平性が失われるだけではなく、保育現場に大きな影響を与え、保育のサービスが維持できなくなるおそれがあります。

未納のまま放置されると、納付の意思がないものと判断され、自宅や職場に訪問をしたり、差押えなどの処分を受ける場合があります。

また、納付が滞った場合には、保護者の同意の上、児童手当等から保育料の支払に充てる場合がありますので、ご注意ください。

何らかの事情で保育料を納めることができない場合は、分割納付などの相談に応じますので、保育幼稚園課までご連絡をお願いします。



## (4) 京田辺市保育所保育料一覧表

### 月額保育料 保育標準時間

《 令和6年10月1日現在 》

定 義	階層区分	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
生活保護受給世帯等	A	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	B	0円	0円	0円
市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等)	C1	4,900円	4,900円	0円
市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等以外)	C2	9,800円	9,800円	0円
市民税所得割・均等割課税世帯で所得割額の合計が各範囲のもの	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	D1	4,900円	4,900円
	48,600円未満	D2	11,800円	11,800円
	48,600円以上 64,600円未満 (ひとり親世帯等)	D3	4,900円	4,900円
	48,600円以上 64,600円未満	D4	16,100円	16,100円
	64,600円以上 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	D5	4,900円	4,900円
	64,600円以上 80,600円未満	D6	19,500円	19,500円
	80,600円以上 97,000円未満	D7	22,200円	22,200円
	97,000円以上 121,000円未満	D8	27,600円	27,600円
	121,000円以上 145,000円未満	D9	33,700円	33,700円
	145,000円以上 169,000円未満	D10	37,500円	37,500円
	169,000円以上 202,000円未満	D11	40,600円	40,600円
	202,000円以上 235,000円未満	D12	43,200円	43,100円
	235,000円以上 268,000円未満	D13	46,900円	46,800円
	268,000円以上 301,000円未満	D14	50,700円	50,600円
	301,000円以上 333,000円未満	D15	52,500円	52,400円
	333,000円以上 365,000円未満	D16	54,600円	54,500円
	365,000円以上 397,000円未満	D17	60,000円	59,900円
	397,000円以上 445,000円未満	D18	65,400円	65,300円
	445,000円以上	D19	70,900円	70,800円

## 月額保育料 保育短時間

《 令和6年10月1日現在 》

定義	階層区分	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
生活保護受給世帯等	A	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	B	0円	0円	0円
市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等)	C1	4,800円	4,800円	0円
市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等以外)	C2	9,600円	9,600円	0円
市民税所得割・均等割課税世帯で所得割額の合計が各範囲のもの	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	D1 4,800円	4,800円	0円
	48,600円未満	D2 11,500円	11,500円	0円
	48,600円以上 64,600円未満 (ひとり親世帯等)	D3 4,800円	4,800円	0円
	48,600円以上 64,600円未満	D4 15,800円	15,800円	0円
	64,600円以上 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	D5 4,800円	4,800円	0円
	64,600円以上 80,600円未満	D6 19,100円	19,100円	0円
	80,600円以上 97,000円未満	D7 21,800円	21,800円	0円
	97,000円以上 121,000円未満	D8 27,100円	27,100円	0円
	121,000円以上 145,000円未満	D9 33,100円	33,100円	0円
	145,000円以上 169,000円未満	D10 36,800円	36,800円	0円
	169,000円以上 202,000円未満	D11 39,900円	39,900円	0円
	202,000円以上 235,000円未満	D12 42,400円	42,300円	0円
	235,000円以上 268,000円未満	D13 46,100円	46,000円	0円
	268,000円以上 301,000円未満	D14 49,800円	49,700円	0円
	301,000円以上 333,000円未満	D15 51,600円	51,500円	0円
	333,000円以上 365,000円未満	D16 53,600円	53,500円	0円
	365,000円以上 397,000円未満	D17 58,900円	58,800円	0円
	397,000円以上 445,000円未満	D18 64,200円	64,100円	0円
	445,000円以上	D19 69,600円	69,500円	0円

## (5) 保育料の減免措置

保育料については、以下のような減免制度があります。

ご不明な点がありましたら、保育幼稚園課にお問い合わせください。

減免内容	要 件（年齢制限・所得制限など）
第2子半額	同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが保育所等(※1)に在籍または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合
	市(区町村)民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯で、生計を一にする世帯に子どもが2人以上いる場合(子どもの年齢制限なし)
第2子以降無料	市(区町村)民税所得割額の合計が77,101円未満のひとり親世帯等(※2)の場合
第3子以降無料	同一世帯から3人以上の小学校就学前の子どもが保育所等(※1)に在籍または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合
	市(区町村)民税所得割額の合計が169,000円未満(D10階層まで)の世帯で、令和7年4月1日時点で18歳未満の子どもが3人以上いる場合
	市(区町村)民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯で、保護者が扶養する子どもが3人以上いる場合(子どもの年齢制限なし)

## (6) 給食費について

保育所等施設では、子どもの健全な発育・発達や望ましい食習慣の形成、食に関する関心向上等を図るため、給食を提供しています（食育の取組として「お弁当の日」を設定している施設もあります）。

給食費（主食費[米飯代]＋副食費[おかず代]）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、無償化後も保護者負担が原則（0～2歳児の給食費は保育料に含まれています）となり、利用している施設（市立保育所・こども園については市）で実費徴収させていただきます。徴収方法・徴収金額はそれぞれ異なる場合がありますので、各施設でご確認ください。徴収金額については、物価高騰の影響により変更となる可能性があります。

なお、以下のいずれかの要件に該当する子どもについては副食費が免除になります。

- 1) 市(区町村)民税所得割額の合計が57,700円未満(ひとり親世帯等(※2)にあっては77,101円未満)世帯の子ども
- 2) 同一世帯から3人以上の小学校就学前の子どもが保育所等(※1)に在籍または児童発達支援・医療型児童発達支援等を利用している場合の第3子以降の子ども
- 3) 市(区町村)民税所得割額の合計が169,000円未満世帯で、令和7年4月1日時点で18歳未満の子どもが3人以上いる場合の第3子以降の子ども
- 4) 市(区町村)民税所得割額の合計が77,101円未満世帯で、生計を一にする世帯に子どもが3人以上いる場合の第3子以降の子ども（子どもの年齢制限なし）

(※1)「保育所等」……保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育（小規模保育）事業所、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部又は児童心理治療施設通所部

(※2)「ひとり親世帯等」……以下の世帯のことをいいます。

- ① 児童扶養手当受給の有無にかかわらず、利用する子どもの父または母あるいはそれに代わる保護者が戸籍を別にし、かつ住民登録上および事実上いない（同居していない）世帯
- ② 利用する子どもと同居する世帯員に障害者手帳等の発行を受けている者がいる世帯

# 11. 保育の利用開始日・保育時間・休所日

## (1) 保育の利用開始日

4月入所	令和7年4月4日(金) 入所式 (令和7年4月5日(土)から 保育開始) ※1日から4日までの保育の取扱いに関しては各施設にお問い合わせください。 ※私立園については、上記と異なる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。
年度途中入所(転所)	利用希望月の1日から 保育開始 ※各月1日付けの入所となります。



## (2) 施設の開所時間・保育時間

施設名	開所時間		保育標準時間		保育短時間	
	月～金	土	月～金	土	月～金	土
草内保育所						
三山木保育所						
大住こども園						
河原こども園						
大住保育園						
松井ヶ丘保育園						
まゆあいのうち保育園						
みみづく保育園						
こもれび						
みんなのき三山木こども園						
ニチイキッズたなべ保育園						
ほほえみ保育園京田辺園						
ウェルネス保育園京田辺	7時-20時					
		7時-19時	7時-16時	7時-16時	8時30分-16時	8時30分-16時30分
			7時-18時	7時-18時		8時-16時
			7時-18時	7時-18時		8時30分-16時30分

※ウェルネス保育園京田辺は日曜・祝日も保育を実施しています。開所時間・保育時間は土曜日と同じです。

### 【注意事項】

- 保育標準時間の認定を受けた方は、就労等の状況により各施設から許可された時間の保育利用が可能です。保育標準時間認定を受けた方全員が11時間利用できる制度ではありません。
- 就労等の状況により18時以降も保育が必要な場合は、各施設で延長保育の申請をしてください。なお、私立園については延長保育料がかかる場合があります。

### (3) ならし保育について

初めて施設を利用する子どもにとって、新しい環境に慣れるまではしばらく時間がかかります。

子どもの心身に大きな負担やストレスをかけないようにするため、全ての子どもを対象に入所後おおむね7日間のならし保育を実施しています。

ならし保育実施中は延長保育の利用はできませんので、お迎えの時間を確認の上、事前に予定の調整をお願いします。

ならし保育実施中の保育時間	8時30分からお昼(給食後)までの間
---------------	--------------------

### (4) 休所日

以下のいずれかに該当する日は、休所となります。

私立園では対応が異なる場合があります。詳しくは利用する施設でお問い合わせください。

- ① 年末年始（12月29日～1月3日）
- ② 曜日・国民の祝日に関する法律に規定する祝日および休日
- ③ 入所式の午後
- ④ 気象特別警報および気象警報（暴風警報および暴風雪警報に限る）発表時
- ⑤ 暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他の異常な自然現象により生じる災害の発生が予想されるとき
- ⑥ その他市長が特に必要と認めた日



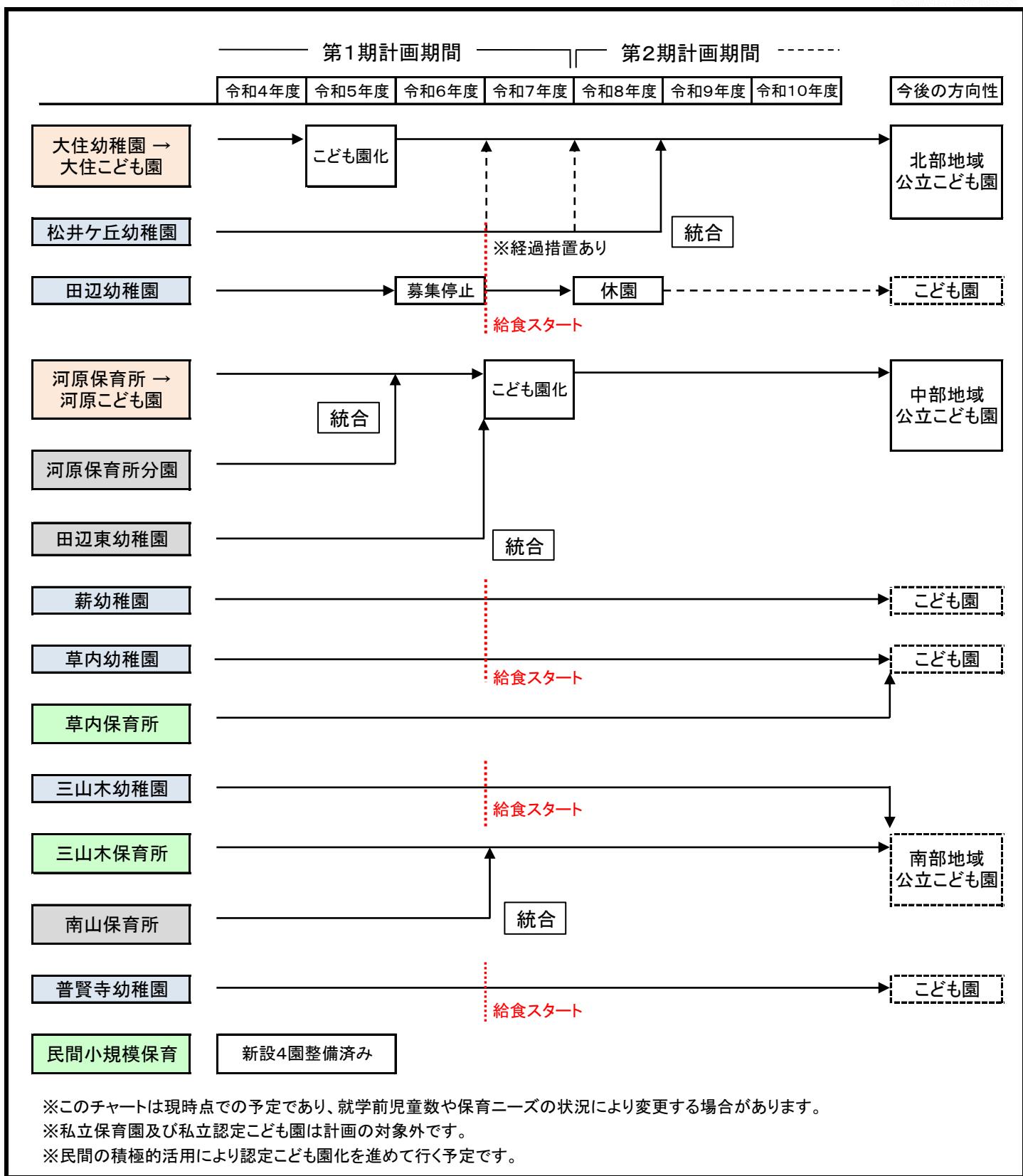
## 12. 市立幼稚園・保育所の再編整備計画について

本市では、令和3年7月に「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」を策定しました。この計画に基づいて市立幼稚園・保育所の再編整備を進めてまいりますので、各施設の状況を十分確認の上、入所申込みをしてください。  
なお、再編整備計画の詳細については、市ホームページ等でご確認ください。

再編整備計画のHPはこちら→



## ＜再編整備計画チャート＞



# 13. 令和7年度京田辺市保育所等利用選考基準表

調整指數表

基本指數表

区分		保護者の状況		保護者(父) 保護者(母)		区分		世帯の状況		指數	
1 (法人が営む事業に從事する者)	就労時間	月間160時間以上		38	38	1	ひとり親世帯	配偶者と離婚が成立しているか夫実態として同居しておらず、それを確認できる証明書類の提出がある場合	40		
	就労時間	月間140時間以上		36	36						
	就労時間	月間120時間以上		34	34						
	就労時間	月間100時間以上		30	30						
	就労時間	月間64時間以上		26	26						
加点	市外への単身赴任中(予定)			2	2		※その他	配偶者と離婚協議中でその配偶者の証明書類が提出できない場合	30		
	就労時間	月間160時間以上		34	34						
	就労時間	月間140時間以上		32	32						
	就労時間	月間120時間以上		30	30						
	就労時間	月間100時間以上		26	26						
	就労時間	月間64時間以上		22	22						
加点	市外への単身赴任中(予定)			2	2			雇用保険受給資格が特定受給資格者又は特定理由離職者と判定されている	3		
	(切迫流産等の入通院は疾病の扱い)			5	5						
3 妊娠中・出産	疾病	1か月以上の入院をしている又は1か月以上の入院が決定している場合		38	38			上記以外の場合	2		
	疾病	1か月以上の入院加療を行い、自宅で安静を要する状態である場合		26	26			裁判所から保護命令、接近禁止命令等の発令が確認できる場合	1		
	疾病	その他、医師が「保育できない」と診断する場合		15	15			裁判所から保護命令、警察署、DVセンター等と相談中又は市外の担当と相談	6		
4 疾病・障がい	身体障害者手帳・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳の認定がある			38	38			それ以外で本市家庭児童相談室、警察署、DVセンター等と相談中又は市外の担当と相談	2		
	身体障害者手帳・3級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Bの認定がある			34	34			身体障害者手帳1・2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれか	3		
	身体障害者手帳・4・6級、精神障害者保健福祉手帳3級の認定がある			26	26			各障害者手帳3級以下、療育手帳B相当の交付がある	1		
	身体障害者手帳・全様・全侏、精神障害者保健福祉手帳3級の認定がある			14	14			身体障害者手帳A相当、療育手帳B相当の交付がある	2		
5 介護・看護	同居の親族を自己で常態的に介護・看護している			12	12			育児休業からの復帰	3		
	長期入院等をしている親族を常態的に介護・看護している			10	10			育児休業取扱期間が入所月の1日時点より2年以上で復帰(出生日から起算)	2		
	罹災証明等が全様・全侏で市内に単世帯で避難し、復日に從事			18	18			育児休業取扱期間が入所月の1日時点より2年以上で復帰(出生日から起算)	1		
	その他証明区分で親族居宅に避難し、復日に從事			10	10			育児休業取扱期間が入所月の1日時点より2年以上ある世帯	1		
	ボランティアとして月16時間以上の災害復旧作業に従事			15	15			きょうだい1名が特定教育・保育事業を利用もしくは申込みしている申請に係る子どもを含む)	3		
6 震災・風水害等、災害復旧	採用予定	月間160時間以上就労予定		20	20			企業主導型保育施設を利用もしくは申込みしている申請に係る子どもを含む)	2		
	採用予定	月間140時間以上就労予定		16	16			上記7に該当しない8歳未満のきょうだいが1名以上ある世帯	1		
	採用予定	月間120時間以上就労予定		12	12			本市の地域型保育事業及び2歳児までの保育所を卒園する子どもが、引き継ぎ市内認可保育施設の利用を希望する場合(4月の調整のみ)	15		
	採用予定	月間100時間以上就労予定		10	10			特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園、企業主導型保育事業又は本市の留守家庭児童会で保育に携わる者として就労時間が月160時間以上	20		
	起業準備中である			8	8			特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園、企業主導型保育事業又は本市の留守家庭児童会で保育に携わる者として就労時間が月160時間未満	5		
	それ以外			6	6			本市の特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園、企業主導型保育事業又は本市の留守家庭児童会で保育に携わる者として就労時間が月120時間以上	10		
	自宅外の就学先に通学している			12	12			別途、利用調整	6		
8 就学	職業訓練校に入校している			10	10			○調整指數区分1～9については、世帯単位で該当する項目の指數を合算します。			
	就学内定または職業訓練校に入校予定である			8	8			○調整指數区分10については、保護者単位で該当する項目の指數を合算します。			
	その他の							○基本指數区分1～8内の、(父)(母)それぞれかのみが適用されます。			

(※)区分6は、育児休業取得に係る子どもの調整においてのみ加点する項目です。

(※)区分8・10は、新規入所申込みの調整時のみ加点する項目です。

(※)本基準表に記載の年齢は全て令和7年4月1日を基準とします。

補正指数表

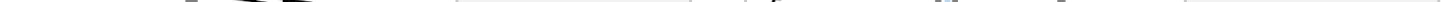
優先比較項目表

区分	補正項目	指數	区分	要件	優先度
1	同居する18歳以上65歳未満の就学中ではない世帯	-1	1	保護者が市内特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業等で保育士等として就労中又はその予定である世帯	高
2	同居する未就学のきょうだいに申込みがなく、その後57日に満たない場合や疾病・障がいを除く	-5	2	虐待・DVによるケースの世帯又はそのおそれにある世帯	
3	正当な理由なく、世帯で保育料又は給食費のある場合(申込日時点)	-35	3	ひとり親世帯	
4	令和7年度の申込みにおいて施設の利用内定を受けたが、自己都合により辞退したことがある場合	-35	4	養育している就学前の子どもの人数が多い世帯	
5	特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業(企業枠含む)を利用する又は優先的に利用できる場合	-5	5	養育している18歳未満の子どもの人数が多い世帯	
6	すでに市内認可保育施設(認定こども園の1号部分を含む)を別々に利用する2名以上のきょうだいが在園する保育施設(認定こども園の1号部分を含む)を第一希望として新規に入所申込みをしている場合(同施設での異動は除く)	+6	6	基本指數表の区分2に該当する事業に從事し、就労証明書に加えて事業を営んでいることが確認できる直近の確定申告書等、申込日時点で開業後1年未満であるところが確認できる開業等届出書、事業主が配属者または一親等内の家族の場合は従事している者の氏名が記載された直近の申告書類またはそれに準るものいすわかの写しの提出がある場合	
7	保護者が内職に従事している場合	-5	7	保護者のいすれかが18歳未満の世帯	
8	「令和7年度保育所等入所申込書兼教育・保育給付認定申請書(2号・3号)の(7)育児休業の延長を許容できる人の利用調整について」の項目で「希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」にチェック(□)がある場合	+4	8	障がい児(者)と同居している世帯	
9	保護者が内職に従事している場合	-5	9	その他、市が優先すべきと判断する世帯	
10	○補正指數区分1～7については、世帯単位で該当する項目の指數を合算します。 ○補正指數区分8・9については、保護者単位で該当する項目の指數を合算します。		10	○指數の合計が同じであった場合、優先比較項目の要件を勘案し優先度を判断します。 ○複数の要件にあてはまる場合、優先度が高い要件で比較します。 全体の指數合計に0を乗じる	

# 14. 市内保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業一覧

認可保育所 ① 草内保育所(市立)
〒610-0311 草内五反田22番地1
☎/FAX 0774-62-1054/62-2483
【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】120人

認定こども園 ③ 大住こども園(市立)
〒610-0343 大住池平32番地4
☎/FAX 0774-62-7405/64-0454
【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】79人(保育部分)



認可保育所 ② 三山木保育所(市立)
〒610-0313 三山木中央五丁目4番地1他
☎/FAX 0774-62-2055/62-2708
【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】250人

認定こども園 ④ 河原こども園(市立)
〒610-0361 河原神谷69番地
☎/FAX 0774-62-2681/62-2697
【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】215人(保育部分)

市立保育所等の情報は京田辺市ホームページからご覧いただけます。  
<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/>



## 認可保育所 ⑤ 大住保育園(私立)

〒610-0343 大住下西野77番地

☎/FAX 0774-62-0468/63-7574

URL <http://www.oosumi-hoikuen.jp/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】120人



キリスト教保育に基づいて子どもの心に寄り添い、一人ひとりを大切にした保育を行います。広い園庭で元気一杯走り回り遊ぶことで、様々なことを学び生きる力につなげます。

## 認可保育所 ⑥ みみづく保育園(私立)

〒610-0331 田辺尼ヶ池18番地

☎/FAX 0774-63-2335/63-2326

URL <http://www.mimiduku.jp/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】225人



子どもたち一人ひとりの心に丁寧に寄り添い、安心して伸び伸びと遊べる環境を提供できるよう努めています。

## 認可保育所 ⑦ ウエルネス保育園京田辺(私立)

〒610-0315 同志社山手一丁目20番地4

☎/FAX 0774-39-3056/39-3057

【対象年齢】生後57日目～2歳 【定員】45人



2023年4月に開園しました。『心身ともにたくましく』の方針のもと、保護者にとって「安心できる」「頼れる」園として子どもの成長に寄り添っていきます。

## 認定こども園 ⑧ 松井ヶ丘保育園(私立)

〒610-0357 山手東二丁目2番地7

☎/FAX 0774-63-2649/68-2750

URL <http://matsuigaoka-hoikuen.jp/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】260人(保育部分)



自然とのふれあいや、色々な好奇心を刺激する体験を子どもたちができるだけ多く持つように心がけ、一人ひとりの育ちを支えます。

## 認定こども園 ⑨ こもれび(私立)

〒610-0315 同志社山手四丁目3番地1

☎/FAX 0774-66-3949/66-3950

URL <http://www.komorebi-kyoto.jp/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】138人(保育部分)



こもれびで過ごす時間は、優劣や順位を過度に追求するのではなく、子どもたちが“こだわりたいコト”や“表現したいモノ”など、個々の感性や感覚を大切に育みます。

## 認定こども園 ⑩ みんなのき三山木こども園(私立)

〒610-0313 三山木中央三丁目1番地16

☎/FAX 0774-65-3715/65-3751

URL <http://www.ujifukushien.net/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】120人(保育部分)



「いのちを大切にする」を理念に、AI時代だからこそ愛情豊かな関わりを土台として、衣食住の生活や自然体験を柱に、子どもも大人も誰もが生き生き育みあう保育を志します。

### 小規模保育事業 ⑪ ニチイキッズたなべ保育園(私立)

〒610-0331 京田辺市田辺針ヶ池15番地2  
ヒラドツツジガーデン1階

☎/FAX 0774-65-9014/65-9017

URL <http://www.nichiikids.net/>

【対象年齢】生後57日目～2歳 【定員】19人



2022年4月に開園した0歳児～2歳児の小規模保育園です。JR京田辺駅から徒歩3分。『おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ。』の理念のもと、心身ともに健やかに成長できるよう寄り添っていきます。

### 小規模保育事業 ⑫ ほほえみ保育園京田辺園(私立)

〒610-0361 京田辺市河原北口8番地3  
カーサー高村1階

☎/FAX 0774-34-0570/34-0571

URL <https://www.hohoemi-hoikuen.com/>

【対象年齢】生後57日目～2歳 【定員】19人



家庭的な雰囲気の中、様々な体験を通して心身ともに健やかな子どもが育つ、笑顔いっぱいの保育を目指しています。子ども達が楽しめるデイリープログラムを提供します。

### 小規模保育事業 ⑬ まゆあいのおうち保育園(私立)

〒610-0332 京田辺市興戸北落延42番地1

☎/FAX 0774-65-1577 (電話・ファックス共通)

URL <https://www.soyosapo.com/>

【対象年齢】生後57日目～2歳 【定員】19人



優しい素材に包まれた温かなお部屋で、一人ひとりの育ちのペースを尊重して、まるで「第2のおうち」のように伸び伸びと過ごしています。  
自園給食も体に優しい素材を使用しています。

- 令和6年10月1日現在の情報を掲載しています。
- 各施設の定員と入所児童数については差が生じることがあります。



見学を希望される場合は、  
必ず事前に施設へ  
連絡してください。



# 京田辺市の 認可保育施設 MAP

